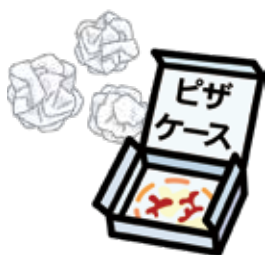




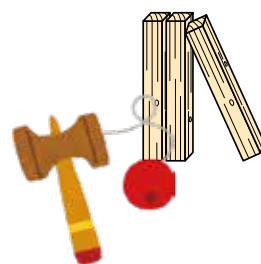
生ごみ・貝殻



汚れや臭いのついた紙類
(ティッシュペーパーやピザの箱など)



アルミホイル



木製品
(割りばし・竹細工など)



ペット用品
(ペットシート・ペット砂)



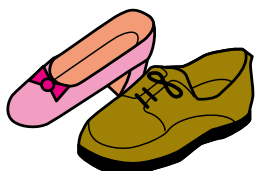
プラスチック製の
結束バンド・PPバンド



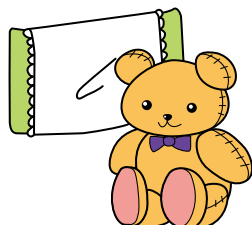
ゴム・ビニール製品



使い捨てカイロ・保冷剤



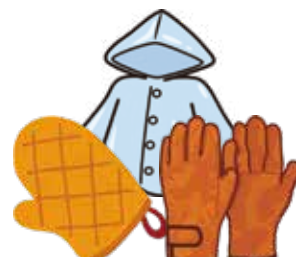
靴・長靴・
スニーカー・スリッパ



枕・クッション・
座布団・ぬいぐるみ



衛生用品
(包帯・生理用品)



キルティング・
レインコート・革手袋

❗ 一辺がおおむね 50cm以上のものは、粗大ごみです

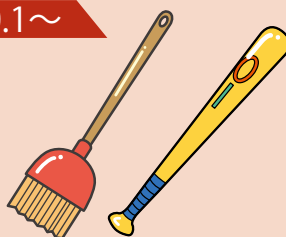
× 燃やすごみに出せないもの

R6.10.1～



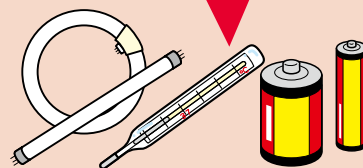
使い捨てライター
→危険・有害ごみ (P30参照)

R6.10.1～



木製の50cm以上の掃除用具、
木製の50cm以上1m未満の棒状のもの
→棒状・板状等特定粗大ごみ(P31参照)

焼却施設を停止する原因になります。電池・蛍光灯・体温計などの水銀を使用した製品は、必ず「危険・有害ごみ」に出してください



水銀を使用したもの
→危険・有害ごみ (P30参照)

有料袋（指定収集袋）

注意!

「燃やすごみ」は、令和7年4月から一部地域を、令和8年4月から全市を対象に戸別収集に移行します。排出場所が変わる場合がありますので、ご注意ください。詳細は、P40をご確認ください。

出し方

有料袋（指定収集袋）に入れて出す

①真ん中を結ぶ



②外側を結ぶ



③完成



出し方

50cm未満で形状上40ℓ袋（LL）に入らない場合

40ℓ相当の有料袋（指定収集袋）を貼り付けて出すことができます。

20ℓ袋（L）2枚または10ℓ袋（M）4枚など、合計40ℓであれば袋のサイズは問いません。

出し方

透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）で出せるもの

■ 紙おむつ・トレーニングパンツ・尿取りパッド（人間用）

①汚物（固形物）はトイレに流す



②透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）に入れ、はみ出さないようしっかり結ぶ



③収集員が紙おむつと分かるようにして、燃やすごみの日に出す



注意!

他のごみが混入している場合は、収集しません。

ペット用の紙おむつは対象外です。有料袋（指定収集袋）で出してください。

■ クリーンステーションに散乱した燃やすごみ・道路清掃のごみ

動物によってクリーンステーションに散乱した燃やすごみは、透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）に大きく「清掃ごみ」と書いて、有料袋（指定収集袋）を使わずに出すことができます。それ以外のごみはできるだけ分別し、品目ごとの収集日に出してください。





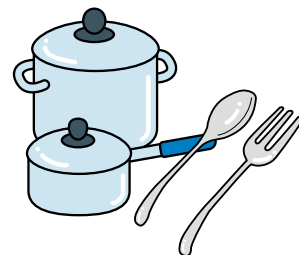
陶磁器



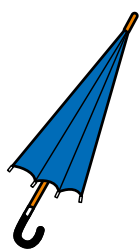
陶磁器製のビン



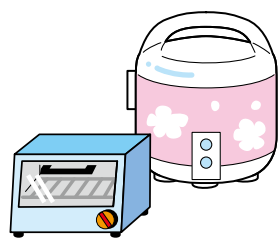
ガラス製品



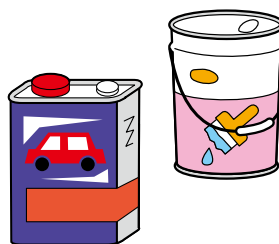
金物類



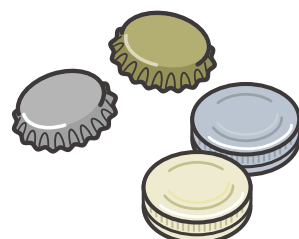
傘



小型家電
(電池は外す)



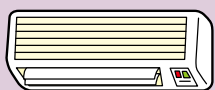
飲食用以外のカン・ビン
(中身を空にして出す)



ビンのふた・王冠
金属製のふた・
スクリーキャップ

❗ 一辺の長さがおおむね 50cm以上のものは、粗大ごみです (一部例外あり)

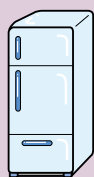
✗ 燃えないごみに出せないもの



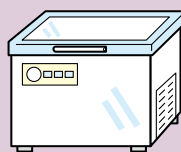
エアコン
(室外機含む)



テレビ



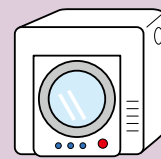
冷蔵庫



冷凍庫

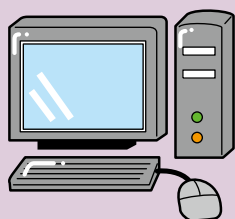


洗濯機



衣類乾燥機

家電リサイクル法の対象品目
→市で収集できないもの (P34参照)



パソコン機器
→市で収集できないもの (P35参照)



土石類
→市で収集できないもの (P36参照)



中身が入ったペンキ缶など
→棒状・板状等粗大ごみ (P31参照)

有料袋（指定収集袋）



出し方

有料袋（指定収集袋）に入れて出す

①真ん中を結ぶ



②外側を結ぶ



③完成



電池式の製品は、必ず電池を外してください。
乾電池・リチウムコイン電池(CR・BR)は、「危険・有害ごみ」です(P30参照)。



珪藻土製品を出す場合は、透明・半透明の袋に入れ、さらに有料袋(指定収集袋)に入れて出してください。飛散ないようにテープで封をし、「ケイソウ土」と表記してください。



出し方

50cm未満で形状上40ℓ袋（LL）に入らない場合

40ℓ相当の有料袋（指定収集袋）を貼り付けて出すことができます。
20ℓ袋（L）2枚または10ℓ袋（M）4枚など、合計40ℓであれば袋のサイズは問いません。



出し方

50cmを超えていても出せるもの

■ 金属製の棒状のもの（傘、杖、掃除用具、ラケット、長さ1m未満かつ直径3cm未満の棒など）

有料袋（指定収集袋）を巻きつけるか結びつけて出すことができます。

複数品目を同時に出す場合、まとめることが可能です。

ゴルフクラブは、3本まで出すことができます（4本以上は粗大ごみ（P31参照））。



■ せともの（食器）、フライパン、金属製の三輪車など

40ℓ相当の有料袋（指定収集袋）を貼り付けて出すことができます。

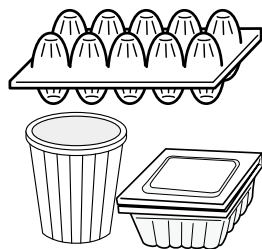


 マークがついているものが対象です

！容器包装プラスチックとは、容器包装リサイクル法に基づく分別品目で商品が入っていた容器・包装のことで、その商品を使用（消費）したり取り出したりした際に不要になるものが対象です。



レジ袋・ポリ袋・フィルム類



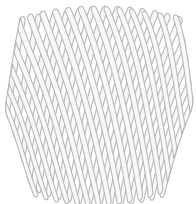
カップ・パック類



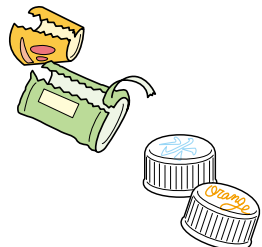
ボトル・ケース類
(ペットボトルマークがついていないもの)



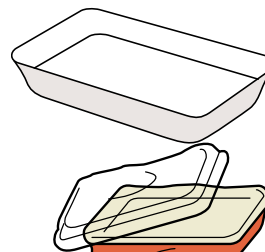
チューブ類



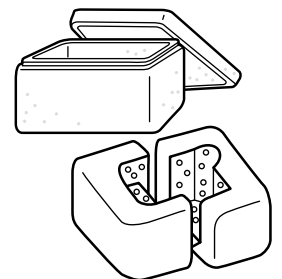
果物が入っていた
ネット



ボトルやチューブの
ふた・ラベル



食品トレー

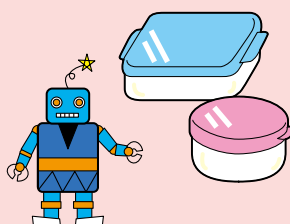


発泡スチロール

✕ 容器包装プラスチックに出せないもの



ペットボトルマークがあるもの
→ペットボトル (P23参照)



プラスチック製品
→製品プラスチック (P21参照)



クリーニングの袋やダイレ
クトメールの袋など商品で
ないものの容器包装
→燃やすごみ (P15参照)



注射針・蓄尿パック
→在宅医療ごみ (P33参照)

透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）



透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）に入れて出す

食べ物などの汚れを落とし、透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）に入れて出してください。



袋は二重にしないでください。リサイクルのために袋を破き選別しています。作業に支障をきたすため、一つの袋に入れて出してください。



手作業で選別する様子



汚れはどのくらい落とせばいいの？

■ 食品の容器包装

固形物が残らない程度に汚れを落としてください。チューブ類の口など汚れが取れにくい部分は、切り取って「燃やすごみ」に出してください。

！ 値段表示シールなどの剥がれにくいものは、無理に取る必要はありません



■ 食品以外の容器包装や油の容器

洗わずに出すことができます。中身を使い切ってください。



■ 汚れや臭いが取れないもの

カレーのレトルトパックや漬物が入っていた容器など、汚れや臭いが取れにくいものは、「燃やすごみ」に出してください。

！ 水も資源です。多量の水や洗剤を使って汚れを落とす必要はありません



容器包装プラスチックの資源化費用は、ほとんどを事業者が負担しています。

しかし、日本容器包装リサイクル協会が実施する品質調査において、汚れや異物（ライターやかみそりなど）が多い場合、市が費用を全額負担することがあります。分別の徹底にご協力をお願いします。



中間処理で取り除かれた異物

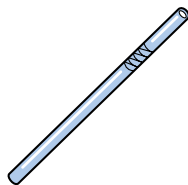
■ プラスチック素材でできているもの



風呂のふた



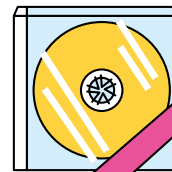
バケツ・ボウル



ストロー

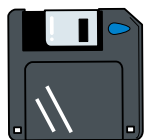


密閉容器

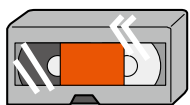


CDとケース

■ プラスチックと一部その他の素材（金属・ゴムなど）でできているもの



フロッピーディスク



ビデオテープ

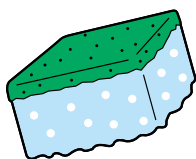


カセットテープ

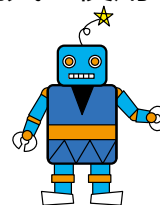


ハンガー
(フック部分金属)

■ シリコン・ウレタン・スポンジ製のもの



■ プラスチック製のおもちゃ (電池・電気を使用しないもの)



❗ 一辺の長さがおおむね 50cm以上のものは、粗大ごみです（一部例外あり）

❌ 製品プラスチックに出せないもの



不衛生なもの
→燃やすごみ (P15参照)



塩化ビニル (PVC) を使ったもの
(ソフトビニル人形も含む)
→燃やすごみ (P15参照)



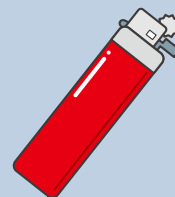
電気・電池を使うもの
→燃えないごみ (P17参照)



ペットボトルマークがあるもの
→ペットボトル (P23参照)



プラマークがあるもの
→容器包装プラスチック (P19参照)



爆発などの危険性があるもの
→危険・有害ごみ (P30参照)

透明・半透明の袋 (45ℓ相当まで)



透明・半透明の袋 (45ℓ相当まで) に入れて出す

食べ物の汚れや、砂・泥などを落とし、透明・半透明の袋 (45ℓ相当まで) に入れて出してください。
なお、50cm未満で形状上 45ℓ 相当までの透明・半透明の袋に入らないものは、袋に入れずそのままクリーンステーションに出すことができます。

①汚れなどを落とす



植木鉢やプランターに付いた砂や泥は、洗い流す



簡単に取れるシールなどは取り除く

②透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)に入れて出す。



50cm未満で袋に入らないものは、そのまま出せる

壊れたもの・劣化したものも出せるよ



袋に入らずそのまま出す際は…
製品プラスチックとして排出していることが分かるよう、「製品プラスチック」とメモをつけてください。



50cmを超えていても出せるもの

■ 長さ1m未満かつ直径3cm未満のプラスチック製の棒状のもの

園芸用支柱などの、長さ 1 m 未満かつ直径 3 cm 未満の棒状のものは、50cmを超えていても製品プラスチックとして出すことができます。

なお、長さが 1m を超えた場合は、棒状・板状等粗大ごみです (P31 参照)。

■ 風呂のふた・掃除用具

プラスチック製の風呂のふたや掃除用具は、50cm を超えていても出すことができます。

■ 透明・半透明の袋 (45ℓ相当まで) に入るもの

ウレタン製のマットやまくらなどは、50cmを超えていても透明・半透明の袋 (45ℓ 相当まで) に入れて口を縛ることができる場合は、製品プラスチックとして出すことができます。

ペットボトル

週1回

透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)



マークがついた
ボトルが対象です



飲料類・酒類・調味料類など



ペットボトルに出せないもの



着色されたペットボトル
→燃やすごみ (P15参照)



ふた・ラベル
→容器包装プラスチック (P19参照)

出し方

透明・半透明の袋 (45ℓ相当まで) に入れて出す

①ふた・ラベルを取る



②中を洗う



③軽くつぶす



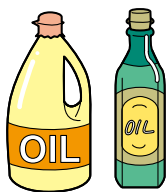
④透明・半透明の袋に
入れ、袋の口を縛る



使用済み食用油

月1回

ペットボトルに移し替える



植物性の油(液状)



使用済み食用油に出せないもの



食用油を固めたもの
→燃やすごみ (P15参照)



動物性・鉱物性の油
→市で収集できないもの (P36参照)

出し方

ペットボトル (なるべく500ml) に入れて出す

①ペットボトルを用意し、中
をすすぎラベルをはがす



②ペットボトルに油を
入れて、ふたをする



③ペットボトルにマジックで「食用油」と書いて出す
※袋には入れないでください

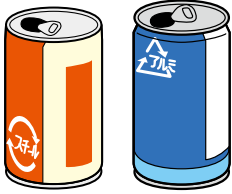


*食用油と記載がない場合、お茶と誤認され収集されないことがあります
*転がらないようにし、他のごみと混ざらないようにしてください

飲食用カン・ビン 週1回

クリーンステーションのコンテナに出す

飲食用のアルミカン・スチールカン



飲料用のカン



食料用のカン



ペットフードカン

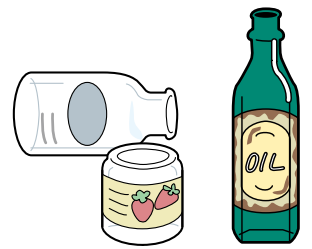


カンのふた

飲食用のガラスビン



アルコール類、ドリンク剤
や飲み薬のビン



調味料のビン

お願い
一升ビンやビールビンなどの
繰り返し使えるビンは、
できるだけ販売店へ
お返しください。



× 飲食用カン・ビンに出せないもの



飲食用以外のカン・ビン
→燃えないごみ
(P17参照)



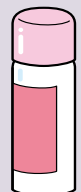
プラスチック製のふた
→容器包装プラスチック
(P19参照)



ビンのふた・王冠
→燃えないごみ
(P17参照)



陶磁器製のビン
→燃えないごみ
(P17参照)

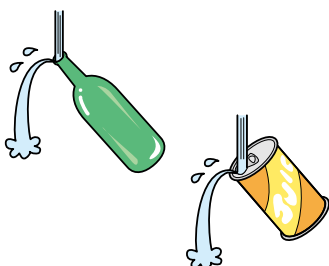


スプレー缶
→危険・有害ごみ
(P30参照)



クリーンステーションのコンテナに出す

①水で洗うまたは拭き取る



②クリーンステーションのコンテナに入れる



*カン（黄色）、ビン（青色）の
コンテナに入れてください

紙 類 (ミックスペーパー)

週1回



ノート
※リングやホチキスは
そのまま出すこと
ができます



事務用紙、コピー用紙、
メモ、ふせん



はがき、
ダイレクトメール



伝票、レシート類



封筒、茶・色封筒、
窓あき封筒
※窓あき封筒のビニール
はそのまま出すこ
とができます



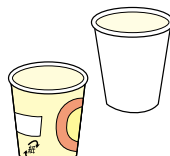
紙芯



包装紙



パンフレット、
カタログ
※背表紙がないもの



紙カップ、
紙コップ



シュレッダーに
かけた紙



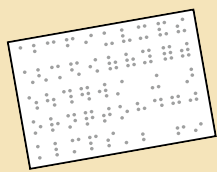
写真

✕ ミックスペーパーに出せないもの



汚れた紙

→燃やすごみ (P15参照)



アイロンプリント紙
(昇華転写紙・捺染紙)



機械の故障の原因となるため、金属など
の異物が混入しないようご注意ください。

窓あき封筒のビニール、紙についている
ホチキスなどの金具やテープ類はそのまま
出せます



出し方

- (1) 紙袋に入れて出す (口をテープかホチキスで止める)
- (2) 包装紙などに包んで出す (口をテープかホチキスで止める)

- (1) 紙袋の口をテープかホチキスで止める
※内側が白以外の紙袋でも出せます



- (2) 包装紙やカレンダーに包み、口をテー
プかホチキスで止める



機械の故障の原因と
なるため、ビニール
袋に入れて出さない
でください

市役所や支所では、紙袋のリユースボックスを設置しています。



ボール紙

(箱などに使われる、裏地や断面が灰色の紙)



クラフト紙

(包装紙などに使われる、裏地や断面が茶色の紙)

✕ ボール紙・クラフト紙に出せないもの



金・銀・ビニールコーティングされたもの
→燃やすごみ(P15参照)



フィルム類
→容器包装プラスチック
(P19参照)



金属刃
→危険・有害ごみ
(P30参照)



- (1)紙袋に入れて出す (口をひもで縛る)
- (2)ひもで束ねて出す
- (3)雑誌・古本に挟んで出す

(1)紙袋の口をひもで縛る



(2) 開いてひもで束ねる



(3)開いて雑誌・古本に挟む



❗ 紙類のうち、ボール紙・クラフト紙、新聞紙、雑誌・古本、段ボールを、地区の収集日以外にも出すことができる拠点回収箱を市内に7か所設置しています (P38参照)。



ミックスペーパーとボール紙・クラフト紙は“袋の止め方”が違います。袋の止め方で区別して収集しています。間違いのないよう出してください

ミックスペーパー



テープかホチキスで止める

❗ 個人情報保護のため開封せずそのまま資源化します

ボール紙・クラフト紙



ひもで縛る

❗ 収集後に手で選別します

余っている方が提供し、必要な方が受け取ることができる制度です。

紙パック

内側が銀色・茶色のもの、紙パックマークがついていないものも出せます。

プラスチック製のふたや飲み口は、容器包装プラスチックです。

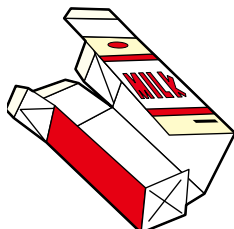


ひもで束ねて出す

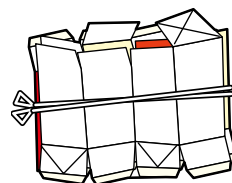
①中をすすぐ



②開いて乾かす



③ひもで束ねて出す



輪ゴムで束ねてもOK！

新聞紙(折り込み広告を含む)、雑誌・古本、段ボール



新聞と折り込み広告



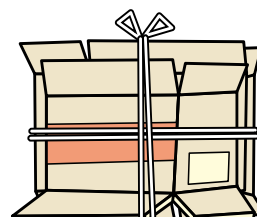
雑誌、古本、カタログ
(背表紙のあるもの)



段ボール
(波形の紙が挟まった紙)



品目ごとにひもで束ねて出す



！紙類のうち、ボール紙・クラフト紙、新聞紙、雑誌・古本、段ボールを、地区の収集日以外にも出すことができる拠点回収箱を市内に7か所設置しています(P38参照)。

■ 破れていても出せるもの



衣類（シャツ、セーター、着物、帯、下着、靴下、ストッキングなど）、
タオル、毛布、シーツ、カーテンなど

国内や海外で再利用され
ることもあります。
ボタンやチャックは付け
たままで出してください。

■ 再使用可能な状態に限り出せるもの



革製、羽毛・綿入りの衣服



ベルト



かばん

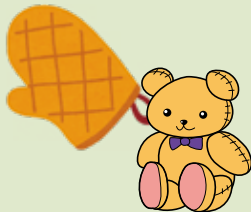


帽子



いずれもカビが生えているものや汚れが取れないものは、燃やすごみです

✕ 布類に出せないもの



綿や羽毛が入ったもの



ビニール製のもの



圧縮して壊れるもの



セットで使用するもの

→燃やすごみ (P15参照)



出し方

透明・半透明の袋 (45ℓ相当まで) に入れて出す

- ①洗って乾かす。
※革製衣服は洗う必要はありません



- ②透明・半透明の袋に入れて袋の口
を縛る



雨の日は出さない
でください
布類は、濡れると
カビがはえて資源
化できません。



植木の枝

草・葉・落ち葉

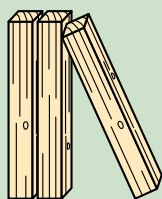
切り花

竹・笹

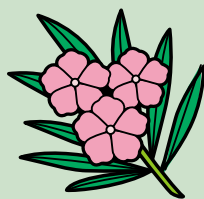
シュロ類

！植木剪定材から作られた土壌改良材(チップ)を配布しています(P38参照)

× 植木剪定材に出せないもの



木製品



夾竹桃など毒性の強い樹木

→燃やすごみ(P15参照)



事業者が剪定したものは必ず事業者
に引き取りを依頼してください。
個人(依頼主)が出すことはできま
せん。

※土は落としてください。石、紙くず、園芸用品などの異物を入れないでください



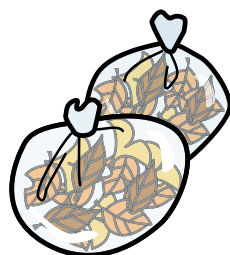
出し方

- (1)クリーンステーションに出す(1世帯合計5つまで)
- (2)植木剪定材受入事業場に持込む(有料)(P38参照)

(1)クリーンステーションに出す場合

【透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)
に入れて出す】

透明・半透明の袋に入れて、袋
の口を縛る
＊腐らないように、出す直前に
袋に入れてください



【ひもで束ねて出す】

枝は長さ50cm、太さ15cm以内
に切り揃えて、ひもで束ねる



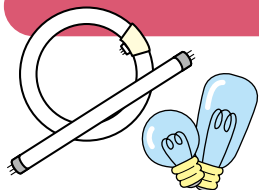
(2)持込みの場合

枝や幹は長さ1.5m、太さ60cm
以内にして持込む(P38参照)

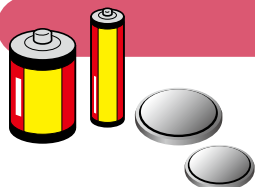


クリーンステーションに出すことができるのは「3袋+2束」など、1世帯
合計5つまでです

蛍光灯・電球



購入時の包装容器に入れるか新聞紙などの紙類で包み、「蛍光灯」「電球」と書く



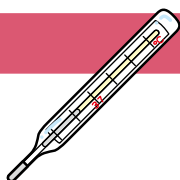
乾電池・リチウムコイン電池 (CR・BR)



透明・半透明の袋に入れて出す



！ 小型充電式電池(ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池)やボタン電池(LR・SR・PR)は、市で収集することができません(P36参照)。



体温計・温度計・血圧計・印泥(水銀を使用したもの)



透明・半透明の袋に入れて出す



！ 水銀が露出した場合は、必ず次の方法で排出してください。
①厚紙やちりとりを使い密閉できるビンに移す②透明な袋に入れて密封する③「水銀」と明記して危険・有害ごみに出す



スプレーカン、カセットボンベ(中身を使い切ったもの)



透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)に入れて出す



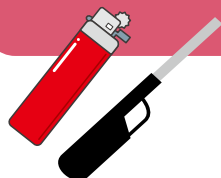
！ 中身が入ったものは、棒状・板状等粗大ごみ(P31参照)です。



割れたガラス製品・陶磁器・鏡、刃物類



新聞紙などの紙類に包み、「キケン」と書いて出す



ライター(使い捨て・金属製)、着火ライター



透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)に入れて出す



！ 中身が入っていても出すことができます。



予約する

予約無しで収集することはできません

■ WEB での予約

24 時間受付

(メンテナンス期間除く)



収集予約できる品数は
WEB、電話予約ともに
1回5品までです

■ 電話での予約

申 込 先：環境センター

(0467-53-8321)

受付時間：月～金曜日（祝日含む）

午前 8 時 15 分～午後 5 時

※電話予約は大変混み合いますので、混雑時は
少し時間をおいておかけ直してください

※品物の大きさ（縦・横・高さ）を計ってから、
ご予約ください



処理手数料の準備

予約した収集日までに購入してください

	大型粗大ごみ	粗大ごみ	棒状・板状等 粗大ごみ	棒状・板状等 特定粗大ごみ
処理 手数料	粗大ごみシール 1,200円分	粗大ごみシール 600円分	粗大ごみシール 300円	有料袋 (指定収集袋)
販売 場所 (市内)	郵便局(1,200円券、600円券、300円券)、 コンビニエンスストア(600円券、300円券)、 市役所(本庁舎 4 階売店)(600円券、300円券)			スーパー、 コンビニエンスストア、 ドラッグストアなど(P13参照)

※収集予約後に購入してください

※粗大ごみシールの控えは、収集されるまで保管しておいてください



収集日当日

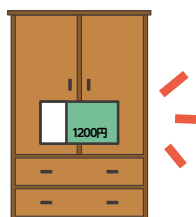
朝 8 時 30 分までに出してください(立合いは不要です)

大型粗大ごみ

粗大ごみ

棒状・板状等粗大ごみ

粗大ごみシールに名前を明記し、品物に貼
りつけて、予約の際に指定した敷地内（屋外）
に出してください。



棒状・板状等特定粗大ごみ

有料袋（指定収集袋）を品物に巻き付けて、
名前を明記した紙を貼るなどして、予約の際
に指定した敷地内（屋外）に出してください。



有料袋は
巻き付けられる
サイズでOK

※処理手数料不足のものは収集できません

※収集員は、屋内からの持出しは行いません。収集日当日までに敷地内の屋外にお出してください

※屋内からの持出しが出来ない場合や、共同住宅などで 1 階の屋外まで下ろせない場合は、
「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」(P5 参照) にご依頼ください（有料）

環境センターに収集を依頼

該当するのは次の品目です（一例ですので、詳しくは「資源物とごみの品目と分別区分（50音順索引）（P42～P62参照）」やLINE「鎌倉ごみ調べ」（P14参照）をご確認ください）。

粗大ごみ（1品600円）

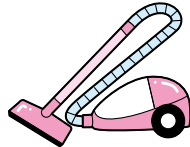
一辺の長さがおおむね 50cm以上のもの



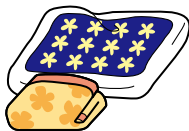
家具類



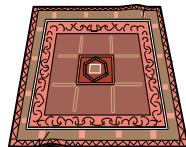
自転車



電気製品



布団



カーペット

大型粗大ごみ（1品1,200円）

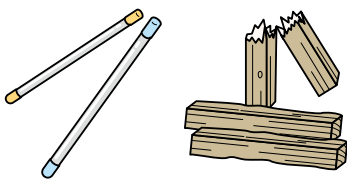
粗大ごみのうち、一辺の長さがおおむね 1 m以上のもので、次の 8 品目

- タンス、棚などの家具類
（一部例外あり。環境センターに要問い合わせ）
- ベッド、ソファベッド
（スプリング入りマットレスを除く）
- 椅子（2人掛け以上）
- テーブル（天板面積1.2㎡以上）
- 机、製図台
- オルガン、電子オルガン
- 解体したスチール製の物置で床面積が1.65㎡（畳約1帖分）以上3.3㎡（畳約2帖分）未満のもの
- マッサージチェアなどの健康器具

棒状・板状等粗大ごみ（1品300円（同じ品物は3個まで1品扱い））

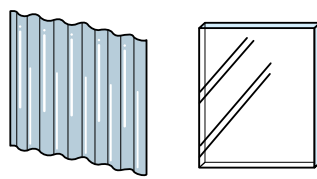
NEW R6.10.1

【棒状】 長さ1 m以上の棒状のもの



物干し竿、角材 など

【板状】 長さ50cm以上かつ厚さ3cm未満のもの

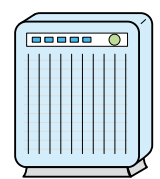


波板、板ガラス など

【排出に当たり危険を有するもの】



中身入りのカン
（ガス、ペンキなど）



フロンガス入り
除湿器

棒状・板状等特定粗大ごみ（木製・カーボン製）（有料袋）

NEW R6.10.1

【50cm以上1m未満のもの】

- 定規（他の辺10cm未満）
- 竹刀、木刀
- ひしゃく など

【50cm以上のもの（1 m以上でも可）】



- 掃除用具
- ラケット
- バット
- 杖、ステッキ
- すだれ
- 風呂のふた
- 虫とり網
- 魚とり網

在宅医療ごみ

在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン(平成20年2月)、在宅医療廃棄物の処理に関する取組促進のための手引き(平成20年3月)を参考に鎌倉市医師会などから助言をいただき作成しました。

医療機関などに返却するもの



注射針



注射器



チューブ類についた針



処分方法

医療機関などに返却する

市で収集することができません。針が突き抜けにくい付きの空きビンなどに入れて、医療機関に返却してください。



「燃やすごみ」としてクリーンステーションに出すもの



点滴バッグ



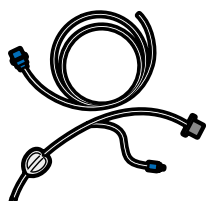
畜尿バッグ
※汚物はトイレに流す



CAPD用排液バッグ
※中身はトイレに流す



ストーマ装具
※汚物はトイレに流す



ライン類・カテーテル類
※針がついていないもの

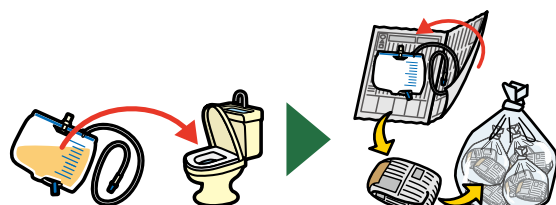


ガーゼ・脱脂綿類



出し方

有料袋(指定収集袋)に入れて出す



①中身などはトイレに捨てる

②新聞紙などに包んで有料袋に入れる

※カテーテルはバッグから抜かず一緒に「燃やすごみ」へ

※プラマークがついていても、衛生的に処理するため、「燃やすごみ」として出してください

カン・ビン類の分類



飲み薬用

【飲食用カン・ビン】
(P24参照)



飲み薬以外

【燃えないごみ】
(P17参照)



スプレー式のもの

【危険・有害ごみ】
(P30参照)



出し方

コンテナに出す

※金属製・プラスチック製のふたは分別してください



出し方

有料袋(指定収集袋)に入れて出す



出し方

透明・半透明の袋に入れて出す

市で収集できないもの①

家電リサイクル法の対象品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づきメーカーなどがリサイクルを行うため、市では収集できません。

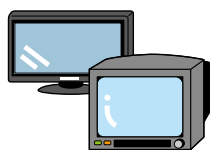
なお、処分には「リサイクル料金」がかかります。リサイクル料金はメーカーによって異なりますので、家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。



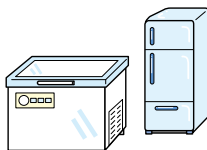
問 家電リサイクル券センター 0120-319640



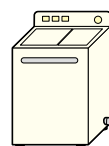
エアコン
(室外機含む)



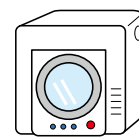
テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機



衣類乾燥機



処分
方法1

販売店(製品を購入した店や新しい製品に買い替える店)に引き取りを依頼する



処分
方法2

市内の家電リサイクル券対応業者に収集運搬を依頼する

市の「一般廃棄物収集運搬業許可業者」のうち、家電リサイクル券対応業者に収集運搬を依頼してください。「リサイクル料金」のほか、「収集運搬料金」がかかります。

※収集運搬料金は業者によって異なります

家電リサイクル券対応業者	住所	電話番号
鎌倉廃棄物資源協同組合	鎌倉市雪ノ下1-14-14-202	0467-61-2355
株式会社神中運輸 ※持ち込みのみ可	鎌倉市大町4-1-35	0120-37-1819
有限会社長南商店	鎌倉市大町5-2-8	0120-75-2172
株式会社テクノ・トランス	鎌倉市手広6-2-5	0120-94-0467



処分
方法3

自分でメーカー指定引取場所に搬入する

事前に郵便局やゆうちょ銀行で「家電リサイクル券」を購入し、メーカー指定引取場所に電話連絡のうえ、自身で搬入してください。「リサイクル料金」のほか、「家電リサイクル券の振込手数料」がかかります。

なお、家電リサイクル券を購入する際は、処分する家電の「メーカー名」、テレビは「画面サイズ」、冷蔵庫・冷凍庫は「内容積」を確認したメモをご持参ください。

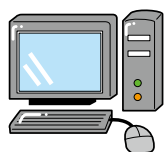
メーカー指定引取場所	電話番号
株式会社サトウ 家電リサイクル部門(茅ヶ崎市)	0467-84-6785
西濃運輸株式会社 茅ヶ崎指定引取場所(茅ヶ崎市)	0467-87-1305

市で収集できないもの②

パソコン機器

パソコン機器は、資源有効利用促進法に基づきメーカーなどがリサイクルを行うため、市では収集できません。

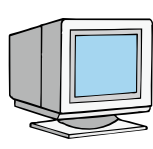
なお、購入時の標準装備以外の、プリンター・外付けハードディスク・スキャナーなどの周辺機器は、「燃えないごみ」（50cm以上のものは「粗大ごみ」）として出すことができます。



デスクトップ
パソコン



ノートブック
パソコン



CRTディスプレイ



CRTディスプレイ
一体型パソコン



液晶ディスプレイ



液晶ディスプレイ
一体型パソコン



パソコンメーカーなどに回収を依頼する

処分する機器のメーカーに回収を依頼してください。「PC リサイクルマーク」がある場合の回収料金は無料ですが、ない場合は回収再資源化料金が必要です。

なお、回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会に有料で回収を依頼してください。

問 一般社団法人パソコン3R推進協会 03-5282-7685



リネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼する

市では、令和2年（2020年）7月に、環境省・経済産業省の認定業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と、使用済みパソコンなどを適正に資源化するため、宅配便を利用した小型家電リサイクルにかかる協定を締結しました。

パソコン本体が含まれている場合、1箱分（縦＋横＋高さの合計140cm以内、重さ20kgまで）の回収料金が無料です。プリンター・スキャナーなどの周辺機器もまとめて回収することができます。

詳細はリネットジャパンリサイクル株式会社のホームページをご確認ください。



スプリング入りマットレス・スプリング入りソファークラッド

スプリング入りマットレスやスプリング入りソファークラッドは、適正処理困難物であるため、市では収集できません。購入した店に処分を依頼してください。

購入した店での処分が困難な場合は、処分業者をごみ減量対策課に問い合わせ、有料で処分してください。

市で収集できないもの③

小型充電式電池・ボタン電池

小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）やボタン電池（LR・SR・PR）は、市では収集できません。



小型充電式電池



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

このマークが目印です



ボタン電池



販売店などに設置されている回収ボックスに入れる

電池切れになるまで使用し、セロハンテープなどで絶縁のうえ、販売店などに設置されている回収ボックスに入れて処分してください。

なお、リサイクルマークがないものなどは、回収ボックスに入れることができません。収集運搬業者をごみ減量対策課に問い合わせ、有料で処分してください。

回収ボックス設置店	住所・電話番号
イトーヨーカ堂 大船店	鎌倉市大船6-1-1 0467-47-5211
コーナン 鎌倉大船店	鎌倉市岡本1188-1 0467-42-8301



小型充電式電池



ボタン電池

※その他、家電量販店などでも設置されています

参考 一般社団法人JBRC (03-6403-5673)、一般社団法人電池工業会 (0120-266-205)

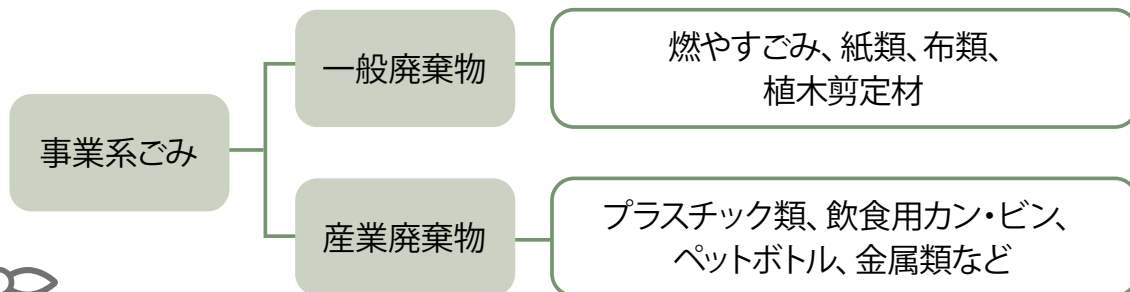
その他

販売店や専門業者に処分を依頼してください。処分業者が不明の場合は、ごみ減量対策課に問い合わせ、有料で処分してください。

区分	品目
有毒性物質を含むもの	農薬・化学薬品(容器を含む)、エンジンオイル、バッテリー液、石油、灯油類等、タイヤ
著しく悪臭を発生するもの	汚物
危険性のあるもの	消火器・スプレー式消火器(中身が入っているもの)、プロパンガスボンベ
感染性を有するもの	在宅医療ごみのうち鋭利なもの
容積または重量が著しく大きいもの	自動車、バイク・オートバイ、タイヤホイール、電動三輪車・四輪車、船、ピアノ、農機具(脱穀機など)、温水器(電動・ソーラー式)、耐火金庫、風呂桶(木製を除く)、業務用形態の冷蔵・冷凍庫、石油タンク(90ℓ以上)、ドラム缶(200ℓ以上)
土石類	コンクリート、土、砂、石、レンガ、ブロック、瓦など
その他	ボウリングのボール、サーフボード類(サーフィン、ウィンドサーフィン、ボディボード)

事業系ごみ

事業系ごみとは、事業活動に伴って生じた廃棄物のことで、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。また、事業活動とは、法人・個人を問わない事業活動全般のことで、営利を目的とする活動だけではなく、公共サービスなども含まれます。



事業系ごみをクリーンステーションに出すことはできません

ごみの種類		処分方法	処理施設など
一般廃棄物	燃やすごみ	①一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約する 問 ごみ減量対策課笛田分室 0467-84-8706 ②自社で処理施設などに持ち込む	環境センター 0467-53-8321
	紙類		古紙再生施設(民間)
	布類		
	植木剪定材		植木剪定材受入事業場 0467-45-0526
産業廃棄物	プラスチック類	①産業廃棄物収集運搬許可業者と契約する 問 神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989 ②自社で処理施設などに持ち込む	産業廃棄物処理施設など (民間)
	飲食用カン・ビン、ペットボトル		
	金属類		
	その他		

ごみを減らして経費削減!もったいないから始めましょう

もつと水切り

生ごみの80%は水分です

水切りすれば、ごみの量と重さが減ります。ごみ出しが楽になるだけでなく、費用も安くなります。



たいせつな分別

分別は経費削減になるの?

ごみを産業廃棄物、一般廃棄物、資源物にきちんと分別することで処理費用を安くできることもあります。

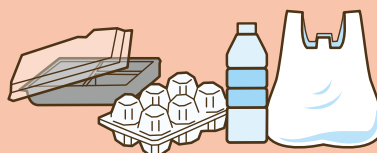


な んでも使える

使い捨てではなく、何度も使える製品を使いましょう

使い捨てプラスチックを減らす

- 「レジ袋が必要な方はお申し出ください」と声かけを。
- 使い捨てプラスチック容器の使用を減らす。



い るものだけ

食品ロスを減らしましょう

令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。食品ロスを減らすための工夫をしませんか?

- ① 小盛りメニューで食べ残しゼロ
お客様が食べきれる分量を選ぶようにしてみましょう。



ごみゼロで経費削減

- ② 在庫調整で廃棄ゼロ
発注や生産過剰な在庫の確認をしましょう。



紙類の拠点回収箱

紙類のうち、ボール紙・クラフト紙、新聞紙、雑誌・古本、段ボールを、地区の収集日以外にも出すことができる拠点回収箱を市内に7か所設置しています。



設置場所	利用時間
鎌倉市役所 本庁舎(鎌倉市御成町18-10)	6:00～21:00
大船消防署 今泉出張所(鎌倉市今泉2-4-25)	
腰越行政センター(鎌倉市腰越864)	8:00～21:00 (毎月最終月曜日は17:00まで)
深沢行政センター(鎌倉市常盤111-3)	
大船行政センター(鎌倉市大船2-1-26)	
玉縄行政センター(鎌倉市岡本2-16-3)	
鎌倉青少年会館(鎌倉市二階堂912-1)	9:00～17:00 (毎月最終月曜日は除く)

※年末年始は利用時間などが変更になる場合があります

植木剪定材受入事業場

植木剪定材を、有料で持込むことができます。長さ1.5メートル、太さ60センチ以内にしたいうえで、直接持込んでください。事前の予約は不要です。

※事業者が剪定したものは、必ず事業者に取り取りを依頼してください

住所・電話番号	受付時間(祝日含む)	処理手数料(現金払いのみ)
鎌倉市関谷1493-2 0467-45-0526	月～金 8:30～11:30 13:00～16:30	100kg以下は1回につき100円 100kgを超える部分は10kgにつき40円を加算 (例) 120kg…180円
	土 8:30～11:30	

※年末年始は受付時間などが変更になる場合があります

植木剪定材から作られた土壌改良材(チップ)を配布しています

市民の方を対象に、植木剪定材をリサイクルしてできた土壌改良材(チップ)を配布しています。一度に持ち帰ることができるのは、車両(自転車・バイク含む)1台につき45ℓ相当の袋で3袋までです。

使用時は、3～4倍の土と混ぜたうえで、作物に応じた肥料を適量補充してください。

配布場所	配布時間
植木剪定材受入事業場 (鎌倉市関谷1493-2)	月～金(祝日を含む) 8:30～11:30 13:00～16:30
	土(祝日を含む) 8:30～11:30
鎌倉市役所本庁舎(鎌倉市御成町18-10)	月～金(祝日を除く) 8:30～17:00
笛田リサイクルセンター(鎌倉市笛田1-11-34)	
腰越行政センター(鎌倉市腰越864)	
大船市民農園(鎌倉市大船1969)	

※年末年始は配布時間などが変更になる場合があります

お知らせ①

生ごみ処理機購入費助成制度

問 ごみ減量対策課 ごみ減量対策担当

市では、各家庭での生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機の購入費の一部（上限3万円）を助成しています。ご不明な点がある場合は、必ず購入前にごみ減量対策課にお問い合わせください。

■ 対象者

次の1から5のすべてに該当する方が対象です。

1. 購入時と申請時において、鎌倉市に住民登録されている方
2. 購入した生ごみ処理機を、自宅で使用する方(家庭に限る。事務所・店舗などは対象外)
3. 5年以内に助成を受けていない人(世帯単位)
4. 鎌倉市の市税を滞納していない方
5. 暴力団員等でない方

■ 生ごみ処理機の種類と助成額

電動型 (1世帯あたり1台まで)

●屋内：乾燥型

生ごみを熱風で乾燥処理し、約1/7に減らします。



●屋外：バイオ型

微生物の力で生ごみを水と二酸化炭素に分解します。定期的にバイオ材の補充が必要です。



非電動型 (1世帯あたり2台まで)

●屋内：バケツ型

生ごみに発酵資材をかけて、バケツ内で発酵・堆肥化します。



●屋外：軒先設置型、コンポスト型、消滅型

土の中の微生物の力で生ごみを堆肥化または消滅させます。堆肥化の場合は2週間前後で発酵・堆肥化します。



■ 申請方法

購入から6か月以内（インターネット通信販売の場合は領収書に記載の注文日）に、申請書と領収書の原本（レシート・請求書は不可）をごみ減量対策課（市役所本庁舎1階27番）または各支所の窓口へ提出してください（郵送可）。

申請書は、ごみ減量対策課または各支所の窓口で受け取ることができるほか、市ホームページでも入手できます。

領収書は、「申請者の氏名」・「購入金額」・「商品名（メーカー名・型番含む）」・「販売店名」・「販売店印」の記載などが必要です。



お知らせ②

「燃やすごみ」の戸別収集について

問 ごみ減量対策課 戸別収集担当

令和7年4月から七里ガ浜・鎌倉山・笛田・山ノ内・今泉・今泉台・岩瀬・大町五丁目自治会エリア・松葉町内会エリア（材木座）を、令和8年4月から全市を対象に戸別収集に移行します。（戸建て住宅の方は道路に面した敷地内にお出してください。集合住宅の方で、居住者専用のクリーンステーションがある場合は、排出場所に変更はありません。居住者専用のクリーンステーションが無い場合は、敷地内に新設される戸別収集品目専用集積所にお出してください。）



詳細はこちら

雨・風・雪の日の収集について

問 環境センター

雨、風、雪の日でも収集します（布類を除く）。ただし、洪水や大雪などで収集車が通行不能になった場合、資源物とごみの収集を中止させていただくことがあります。

※布類は濡れると資源化できないため、雨や雪の日は出さないでください

声かけふれあい収集について

問 環境センター

自分で資源物やごみをクリーンステーションまで運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に一度、市の職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、収集を行う制度です。

利用には、事前の申請および市による審査が必要です。

■ 対象者

高齢者・障害者のみの世帯で、次の1から5のいずれかに該当し、ボランティアや近隣の方などの協力による資源物やごみの排出が困難な世帯が対象です。

- 1.介護保険の居宅サービスを日常的に利用している高齢者のみで構成されている世帯
- 2.身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
- 3.精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯
- 4.1から3までに規定する高齢者および障害者で構成されている世帯
- 5.1から4までに規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯

■ 注意事項

- 資源物とごみの分別は、クリーンステーションに出す場合と同じです。
品目ごとにそれぞれ分別のうえ、有料袋（指定収集袋）や透明・半透明の袋（45ℓ相当まで）などに入れてください。
- ふれあい収集を利用すると、地域のクリーンステーションは利用できなくなります。
- 粗大ごみは、声かけふれあい収集の対象外です。ウェブまたは電話で収集を依頼し、予約時に指定した敷地内の屋外に排出してください（P31参照）。

お知らせ③

動物の死骸について

■ 路上などに動物の死骸がある場合

路上などに、飼い主の分からない動物やタヌキ・リス・カラスなどの野生動物が死んでいた場合、無料で引き取ります。発見した場所などを確認し、ご連絡ください。

なお、海岸で発見した場合は、公益財団法人かながわ海岸美化財団（0467-87-5379）にご連絡ください。

【連絡先】

●月曜日から金曜日（祝日含む）の8：15～17：00
環境センターにご連絡ください。

●土日、年末年始
市ホームページをご確認ください。



■ ペットの場合

家庭で飼われていた小動物は、大きさに関わらず、1体1,000円で引き取ります。

環境センターにご連絡ください。なお、遺骨は返却できません。あらかじめご了承ください。

不法投棄について

廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科、法人に対しては3億円以下の罰金が科せられることがあります。

また、私有地や私道上に不法投棄された場合、所有者または管理者が不法投棄物を処分する必要があります。不法投棄されないよう、定期的な確認を兼ねた草刈りを行ったり、フェンスや囲いを設置し容易に侵入できないようにするなど、対策してください。

不法投棄を見かけた場合は、最寄りの警察署（鎌倉警察署 0467-23-0110、大船警察署 0467-46-0110）に通報してください。

なお、クリーンステーションへの不法投棄については、環境センターに、それ以外の不法投棄に関するご相談については、環境保全課（0467-61-3444）に、ご連絡ください。



無許可の廃品回収業者にご注意ください

家庭から出る一般廃棄物の収集・運搬は、鎌倉市長から許可を受けた「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」しかできません。

「家庭で不用になった家電製品や粗大ごみを回収します」とトラックでアナウンスしている、無許可の廃品回収業者に収集・運搬を依頼すると、廃棄物が適正に処理されないだけでなく、不法投棄の原因になる可能性があります。また、高額な請求をされる事例が全国的に発生しています。

収集日以外に資源物やごみを排出したい場合などは、ごみ減量対策課に「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」をお問い合わせください（P5 参照）。

なお、無許可の廃品回収業者とトラブルになった場合は、鎌倉市消費生活センター（0467-24-0077）にご連絡ください。